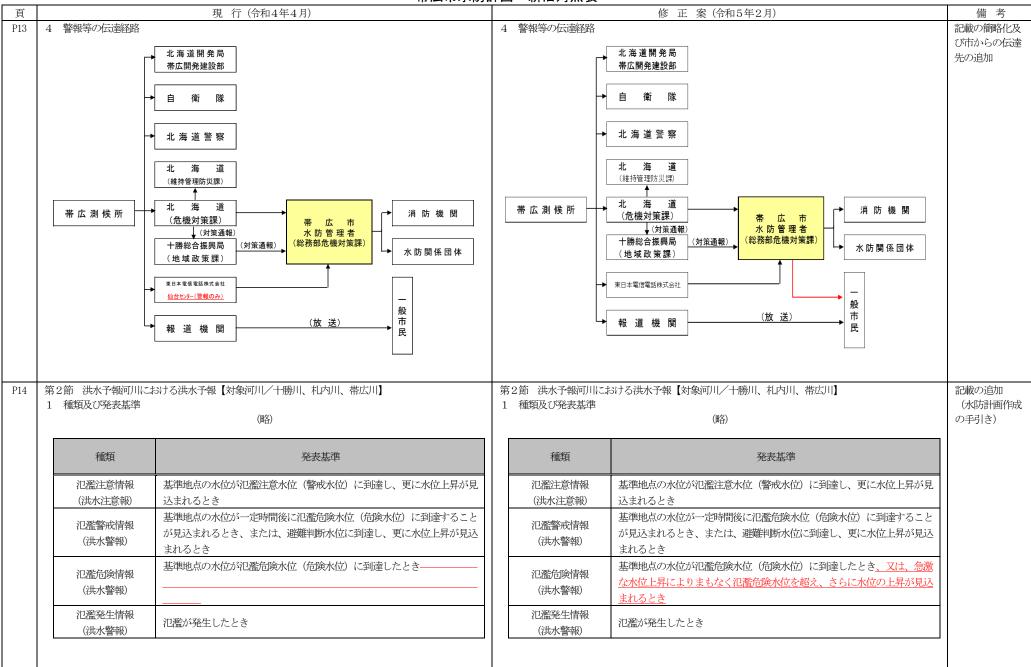
〈修正案〉 带広市水防計画 新旧対照表

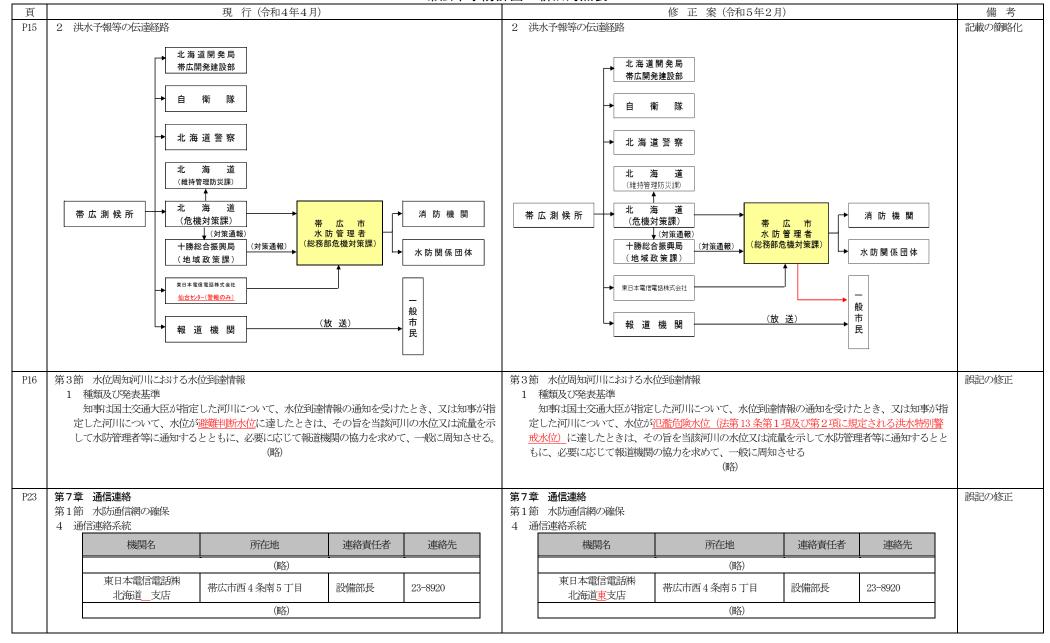
令和5年(2023年)2月

带広市防災会議

頁	現 行(令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備考	
	【目次】	【目次】	頁番号の修正	
	第 1 章 総則1	第 1 章 総則		
	第 2 章 水防組織 ····································	第 2 章 水防組織 ····································		
	第 3 章 重要水防箇所 ····································	第 3 章 重要水防箇所 ····································		
	第 4 章 予報及び警報 ····································	第 4 章 予報及び警報 ····································		
	第 5 章 気象予報等の情報収集 ····································	第 5 章 気象予報等の情報収集 ····································		
	第 6 章 ダム・水門等の操作 ····································	第 6 章 ダム・水門等の操作 ····································		
	第 7 章 通信連絡 ····································	第 7 章 通信連絡 ····································		
	第 8 章 水防施設及び輸送 ····································	第 8 章 水防施設及び輸送 ····································		
	第 9 章 水防活動 ····································	第 9 章 水防活動 ····································		
	第10章 水防信号、水防 標識等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第10章 水防信号、水防標識等 ····································		
	第11章 協力及び応援	第11章 協力及び応援		
	第12章 費用負担と公用負担 ····································	第12章 費用負担と公用負担 ····································		
	第13章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な	第13章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な		
	避難の確保及び浸水防止のための措置	避難の確保及び浸水防止のための措置37		
	資料編 ····································	資料編····································		
	第1章 総則	第1章 総則		
	((服务)		
	第3節 水防の責任等	第3節 水防の責任等		
	(明各)	(問答)		
	1 帯広市(水防管理団体)	1 帯広市(水防管理団体) (略)		
P4	(略) (6) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、	(NET)	該当施設の閉店	
	従わなかった旨の公表(法第15条の2)		に伴う見直し	
	(7) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従 わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び	(6) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び		
	避難訓練の結果についての助言・勧告(法第15条の3)	選挙訓練の結果についての助言・勧告(法第15条の3)		
	(8) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通	(7) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通		
	知・届出者への助言又は勧告(法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8)	知・届出者への助言又は勧告(法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8)		
	(9) 予想される水災の危険の周知(法第15条の11) (10) 水は団みな影響は経界の出動進機ないと出動(法第17条)	(8) 予想される水災の危険の周知(法第15条の11) (0) ************************************	記載の核エエスド	
	(10) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動(法第17条)	(9) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動(法第17条) (10) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償(法第19条第2項)	記載の修正及び追加(水防計画	
	(11) 警戒区域の設定 (法第 21 条)	(11) 警戒区域の設定 (法第21条)	作成の手引き)	
	(12) 警察官の援助の要求 (法第22条)	(12) 警察官の援助の要求 (法第22条)		

	では、		1
頁	現 行(令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備考
	(13) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請(法第23条)	(13) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請(法第23条)	
	(14) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置(法第25条、法第26条)	(14) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置(法第25条、法第26条)	記載の修正及び
	(15) 公用負担 (法第28条)	(15) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償(法第28条第3項)	追加(水防計画
			作成の手引き)
	(17) 水防訓練の実施(法第32条の2)	(17) 水防訓練の実施(法第32条の2)	
	(18) 水防計画の策定及び要旨の公表(法第33条第1項、第2項及び第3項)	(18) 水防計画の策定及び要旨の公表(法第33条第1項、第2項及び第3項)	
	(19) 水防協力団体の指定—— (法第36条)	(19) 水防協力団体の指定・公示 (法第36条)	
		(20) 水防協力団体に対する監督等 (法第39条)	
		(21) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言 (法第40条)	
		(22) 消防事務との調整 (法第50条)	
	((略)	
	• • •	第4節 安全配慮	記載の追加(道
	<u>(新設)</u>		のチェックリス
		洪水、内水のいずれにおいても、水防活動従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものします。	
		のとする。 ************************************	トによるもの)
		避難誘導や水防作業の際も、水防活動従事者自身の安全は確保しなければならない。	
		例)水防活動従事者自身の安全確保のために配慮すべき事項の作成例	
		・水防活動時にはライフジャケットを着用する。	
		・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行	
		<u> </u>	
		・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。	
		・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代	
		<u>させる。</u>	
		・水防活動は原則として複数人で行う。_	
		・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。	
		・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やか	
		に退避を含む具体的な指示や注意を行う。	
		・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団体等へ周知し、共有しなけ	
		ればならない。	
		・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底す	
		<u> </u>	
		・出水期前に、水防活動従事者を対象とした安全確保のための研修を実施する。	
P11	4章 予報及び警報	第4章 予報及び警報	記載の追加(道
	第1節 気象庁が行う気象予報及び警報	第1節 気象庁が行う気象予報及び警報	のチェックリス
	(略)	(略)	トによるもの)
	2 気象情報等の種類	2 気象情報等の種類	
	気象情報の種類は、次のとおりである。	気象情報の種類は、次のとおりである。	
	(1) 警報級の可能性	(1) 早期注意情報 (警報級の可能性)	
	5日先までの警報級の現象の可能性が「高」・「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけて		
	は時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位		
	で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。	で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。	
	く、 と当中レく入() 井屋マス)対グビジがでいって近かが上山に くだかが にゅんろう	、 本型四ノス入(1 世ペンハ)多か世界(C P3 レフルス(十) 単 ヘアルダ C4 V め。	





頁	現 行(令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備考
P24	5 浸水想定区域内における地下施設等への情報提供	5 浸水想定区域内における地下施設等への情報提供	対象施設の閉店
	(2) 対象とする施設の範囲	(2) 対象とする施設の範囲	(R5. 1. 31) に伴
	対象とする施設の範囲は、帯広市地域防災計画に記載された施設とする。	対象とする施設の範囲は、帯広市地域防災計画に記載された施設とする。	い削除
	<u>(ア)地下街等の地下施設</u>	要配慮者利用施設	
	<u> 水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内の地下街等の利用者の洪水時</u>	(理答)	
	<u> の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は、以下のとおり</u>		
	<u> </u>		
	① <u>ふじまるビル (西2条南8丁目1)</u>		
	<u>(平成 26 年 1 月 20 日 避難確保計画等作成済み)</u>		
	_ (
	(1) 要配慮者利用施設		
	(略)		

Į.	Virtual			現 行(令和4年4月)	修正案(令和5年2月)	備る
3	資料1	重要水防窗	所(令和 <u>3</u> 年度時点	₹	資料1 重要水防箇所(令和4年度時点)	時点修正
	No.	河川名 十勝川	左右岸 築堤名	四難標 延長 種 別 重要度 備考 備考	No. 河川名 左右岸 築堤名 距離標 延長 種別 重要度 備考 1 十勝川 左岸 西士狩築堤 64.40 ~ 64.60 0.20 舷水・溢水 B 開発局	
	2	十勝川	左岸 西士狩築堤 右岸 北帯広築堤	64.40 ~ 64.80 0.40 越水・溢水 B 開発局	2 十勝川 右岸 北帯広築堤 54.00 ~ 54.60 0.60 越水・溢水 B 重点区間 開発局	
	3	十勝川	右岸 北帯広築堤	55.00 ~ 56.60 1.60 越水・溢水 B 重点区間 開発局	3 十勝川 右岸 北帯広築堤 54.80 ~ 55.20 0.40 越水・溢水 B 重点区間 開発局 4 十勝川 右岸 北帯広築堤 61.40 ~ 61.60 0.20 越水・溢水 B 重点区間 開発局	
	5	十勝川	右岸 北帯広築堤 右岸 西帯広築堤	56.80 ~ 57.00 0.20 越水・溢水 B 重点区間 開発局 64.40 ~ 64.80 0.40 越水・溢水 B 重点区間 開発局	4 十勝川 右岸 北帯広築堤 <u>61.40</u> ~ <u>61.60</u> 0.20 越水・溢水 B 重点区間 開発局 5 十勝川 右岸 西帯広築堤 <u>64.40</u> ~ <u>64.60</u> <u>0.20</u> 越水・溢水 B 重点区間 開発局	
	6	十勝川	左岸 西士狩築堤	62.80 ~ 64.80 2.00 堤径隔水 B 開発局	6 十勝川 左岸 西士狩築堤 62.80 ~ 64.80 2.00 堤体漏水 B 開発局	
	7 8	十勝川	左岸 西士狩築堤 右岸 西帯広築堤	62.00 ~ 64.80 2.80 基礎地盤湯水 B 開発局 64.20 ~ 64.40 0.20 水衡・洗掘 B 東点区間 開発局	7 十勝川 - 十勝片橋 56.73 工作物 B 開発局 8 十勝川 左岸 西土狩築堤 62.00 ∼ 64.40 2.40 旧川跡 要注意 開発局	
	9	十勝川	- 十勝大橋	56.73 工作物 B 開発局	♀ 十勝川 左岸 西土狩築堤 64.60 ~ 64.80 0.20 旧川跡 要注意 開発局	
	<u>10</u>	十勝川	左岸 西士狩築堤 左岸 西士狩築堤	62.00 ~ 64.40 2.40 旧川跡 要注意 開発局	10 十勝川 右岸 北帯広築堤 53.80 ~ 54.00 0.20 旧川跡 要注意 開発局 11 十勝川 右岸 北帯広築堤 54.00 ~ 54.60 0.60 旧川跡 要注意 重点区間 開発局	
	12	十勝川	右岸 北帯広築堤	53.80 ~ 54.00 0.20 旧川跡 要注意 開発局	12 十勝川 右岸 北帯広築堤 54.60 ~ 54.80 <u>0.20</u> 旧川跡 要注意 開発局	
	13	十勝川	右岸 北帯広築堤 右岸 北帯広築堤	54.00 ~ 54.60 0.60 旧川跡 要注意 重点区間 開発局	13 十勝川 右岸 北帯広築堤 54.80 ~ 55.20 0.40 旧川跡 要注意 重点区間 開発局 14 十勝川 右岸 北帯広築堤 55.20 ~ 55.40 0.20 旧川跡 要注意 開発局	
	14 15	十勝川	右岸 北帯広築堤	54.60 ~ 55.00 0.40	15 十勝川 右岸 北帯広築堤 56.00 ~ <u>57.00</u> 旧川跡 要注意 開発局	
	<u>16</u>	十勝川	右岸 北帯広築堤	56.00 ~ 56.60 0.60 旧川跡 要注意 重点区間 開発局	16 十勝川 右岸 北帯広築堤 57.20 ~ 57.40 0.20 旧川跡 要注意 開発局 17 十勝川 右岸 北帯広築堤 59.40 ~ 60.20 0.80 旧川跡 要注意 開発局	
	12 18	十勝川 十勝川	右岸 北帯広築堤	56.60 24 56.80 0.20 日川勝 要注意 開発局	17 十勝川 右岸 北帯広築堤 59.40 ~ 60.20 0.80 旧川跡 要注意 開発局 18 十勝川 右岸 北帯広築堤 60.60 ~ 60.80 0.20 旧川跡 要注意 開発局	
	19	十勝川	右岸 北帯広築堤	57.20 ~ 57.40 0.20 旧川跡 要注意 開発局	1 <u>9</u> 十勝川 右岸 北帯広築堤 61.40 ∼ 61.60 <u>0.20</u> 旧川跡 要注意 <u>重点区間</u> 開発局	
	20 21	十勝川	右岸 北帯広築堤 右岸 北帯広築堤	59.40	20 土藤川 右崖 北帯広峯堤 61.60 ~ 62.00 0.40 旧川跡 要注意 開発局	
	22	十勝川	右岸 北帯広築堤	61.40 ~ 62.00 0.60 旧川跡 要注意 開発局	22 十勝川 右岸 西帯広築堤 63. 20 ~ 63. 60 0. 40 旧川跡 要注意 開発局	
	23	十勝川 十勝川	右岸 北帯広築堤	62.40 ~ 62.60 0.20 日川跡 要注意 開発局	23 十勝川 右岸 西帯広築堤 64.60 ~ 64.80 0.20 旧川跡 要注意 開発局	
	24 25	十勝川	右岸 西帯広築堤 右岸 西帯広築堤	64.60 ~ 64.80 0.20 旧川跡 要注意 重点区間 開発局	25 札内川 左岸 東帯広築堤 6.60 ~ 6.80 0.20 越水・溢水 B 重点区間 開発局	
	<u>26</u>	十勝川	右岸 西帯広築堤	65.20 ~ 65.40 0.20 旧川跡 要注意 開発局	26 札内川 左岸 川西築堤 13.80 ~ 14.00 0.20 越水・溢水 B 開発局	
	28	札内川 札内川	左岸 東帯広築堤 左岸 川西築堤	6.60 ~ 6.80 0.20 越水・溢水 B 重点区間 開発局 13.80 ~ 14.00 0.20 越水・溢水 B 開発局	27 札内川 左岸 川西築堤 15.20 ~ 15.40 0.20 越水・溢水 B 重点区間 開発局 28 札内川 左岸 富士築堤 21.00 ~ 21.20 0.20 越水・溢水 B 開発局	
	29	札内川	左岸 川西築堤	15.20 ~ 15.40 0.20 越水・溢水 B 重点区間 開発局	22 札内川 左岸 富士築堤 22.60 ~ 22.80 0.20 越水・溢水 B 重点区間 開発局	
	30 31	札内川 札内川	左岸 富士築堤 左岸 富士築堤	21.00 ~ 21.20 0.20 越水・溢水 B 開発局 22.60 ~ 22.80 0.20 越水・溢水 B 重点区間 開発局	30 札内川 右岸 愛国築堤 10.00 ~ 10.20 0.20 越水・溢水 B 開発局	
	32	札内川	右岸 愛国築堤	10.00 ~ 10.20 0.20 越水・溢水 B 開発局	32 札内川 右岸 加賀築堤 15.00 ~ 15.40 0.40 越水・溢水 B 開発局	
	33	札内川 札内川	右岸 愛国築堤 右岸 加賀築堤	12.60 ~ 12.80 0.20 越水・溢水 B 開発局	33 札内川 右岸 愛国築堤 8.20 ~ 8.80 0.60 堤体渦水 B 開発局	
	35	札内川	右岸 愛国築堤	8.20 ~ 8.80 0.60 堤体漏水 B 開発局	35 札内川 右岸 加賀築堤 15.20 ~ 15.40 0.20 堤体漏水 B 開発局	
	<u>36</u>	札内川 札内川	右岸 愛国築堤 右岸 加賀築堤	9.60 ~ 9.80 0.20 堤体漏水 B 開発局 15.20 ~ 15.40 0.20 堤体漏水 B 開発局	36 札内川 右岸 加賀築堤 16.00 ~ 16.20 0.20 堤体漏水 B 開発局 37 札内川 左岸 川西築堤 16.40 ~ 16.60 0.20 水衡・洗掘 B 重点区間 開発局	
	38	札内川	右岸 加賀築堤	15.20 ~ 15.40 0.20 堤体漏水 B 開発局	38 札内川 右岸 加賀築堤 19.80 ~ 20.00 0.20 水衝・洗掘 B 重点区間 開発局	
	<u>39</u>	札内川	左岸 川西築堤	16.40 ~ 16.60 0.20 水衡・洗掘 B 重点区間 開発局	39 札内川 - 札内清柳大橋 7.01 工作物 B 開発局	
	41	札内川 札内川	右岸 加賀築堤 - 札内清柳大橋	19.80 ~ 20.00 0.20 水衝・洗掘 B 重点区間 開発局 7.01 工作物 B 開発局	40 札内川 左岸 東帝広楽堤 3.20 ~ 3.60 0.40 旧川駅 要注意 開発局	
	42	札内川	左岸 東帯広築堤	3.20 ~ 3.60 0.40 旧川跡 要注意 開発局	42 札内川 左岸 東帯広築堤 6.40 ~ 6.80 0.40 旧川跡 要注意 重点区間 開発局 43 札内川 左岸 東帯広築堤 7.00 ~ 7.20 0.20 旧川跡 要注意 開発局	
	43 44	札内川 札内川	左岸 東帯広築堤 左岸 東帯広築堤	4.60 ~ 6.40 1.80 旧川跡 要注意 開発局	43 札内川 左岸 東帯広築堤 7.00 ~ 7.20 0.20 旧川跡 要注意 開発局 44 札内川 左岸 川西築堤 7.20 ~ 8.00 0.80 旧川跡 要注意 開発局	
	45	札内川	左岸 東帯広築堤	7.00 ~ 7.20 0.20 旧川跡 要注意	45 札内川 左岸 川西築堤 9.20 ∼ 10.20 1.00 旧川跡 要注意 開発局	
	46 47	札内川 札内川	左岸 川西築堤 左岸 川西築場	7.20 ~ 8.00 0.80 日川跡 要注意 開発局 9.20 ~ 10.20 1.00 日川跡 要注意 開発局	46 札内川 左岸 川西築堤 10.60 ~ 11.00 0.40 旧川跡 要注意 開発局 47 札内川 左岸 川西築堤 11.60 ~ 12.20 0.60 旧川跡 要注意 開発局	
	48	札内川	左岸 川西築堤	10.60 ~ 11.00 0.40 旧川跡 要注意 開発局	48 札内川 左岸 川西築堤 12.40 ∼ 13.00 0.60 旧川跡 要注意 開発局	
	<u>49</u> 50	札内川 札内川	左岸 川西築堤 左岸 川西築堤	11.60 ~ 12.20 0.60 旧川跡 要注意 開発局 12.40 ~ 13.00 0.60 旧川跡 要注意 開発局	49 札内川 左岸 川西築堤 13.60 ~ 14.40 0.80 旧川跡 要注意 開発局	
	<u>51</u>	札内川	左岸 川西築堤	13.60 ~ 14.40 0.80 旧川跡 要注意 開発局	51 札内川 左岸 川西築堤 15.20 ~ 15.40 0.20 旧川跡 要注意 重点区間 開発局	
	<u>52</u>	札内川 札内川	左岸 川西築堤 左岸 川西築堤	14.80 ~ 15.20 0.40	52 札内川 左岸 川西築堤 15.40 ~ 16.40 1.00 旧川跡 要注意 開発局 53 札内川 左岸 川西築堤 16.40 ~ 16.60 0.20 旧川跡 要注意 重点区間 開発局	
	<u>54</u>	札内川	左岸 川西築堤	15. 20	54 札内川 左岸 川西築堤 16.60 ∼ 16.80 0.20 旧川跡 要注意 開発局	
	<u>55</u>	札内川 札内川	左岸 川西築堤 左岸 川西築堤	16.40 ~ 16.60 0.20 日川跡 要注意 重点区間 開発局	55 札内川 左岸 富士築堤 19.80 ~ 20.60 0.80 旧川跡 要注意 開発局	
	<u>57</u>	札内川	左岸 川四架堤	19.80 ~ 20.60 0.80 旧川跡 要注意 開発局	56 札内川 左岸 富士柴堤 20.80 ~ 21.20 0.40 旧川豚 泉注意 開発局	
	<u>58</u>	札内川	左岸 富士築堤	20.80 ~ 21.20 0.40 旧川跡 要注意 開発局	58 札内川 左岸 富士築堤 22.60 ~ 22.80 0.20 旧川跡 要注意 重点区間 開発局 59 札内川 左岸 戸蔦築堤 24.40 ~ 24.80 0.40 旧川跡 要注意 関路局	
	60	札内川 札内川	左岸 富士築堤 左岸 富士築堤	21.40	59 札内川 左岸 戸蔦築堤 24.40 ~ 24.80 0.40 旧川跡 要注意 開発局 60 札内川 左岸 中戸蔦築堤 24.80 ~ 25.00 0.20 旧川跡 要注意 開発局	
	61	札内川	左岸 戸蔦築堤	24.40 ~ 24.80 0.40 旧川跡 要注意 開発局	<u>61. 札内川</u> 左崖 <u>中戸嶌築堤 25.00 ∼ 25.40 0.40 旧川跡</u> 要注意 開発局	
	62 63	札内川 札内川	左岸 中戸蔦築堤 左岸 中戸蔦築堤	24.80 ~ 25.40 0.60 旧川跡・破場跡 要注意 開発局 28.00 ~ 28.60 0.60 旧川跡 要注意 開発局	62 札内川 左岸 中戸嶌築堤 28.00 ~ 28.60 0.60 旧川跡 要注意 開発局 63 札内川 左岸 中戸嶌築堤 28.60 ~ 28.80 0.20 旧川跡 要注意 重点区間 開発局	
	64	札内川	左岸 中戸蔦築堤	28.60 ~ 28.80 0.20 旧川跡 要注意 重点区間 開発局	64 札内川 左岸 中戸蔦築堤 28.80 ∼ 29.20 0.40 旧川跡 要注意 開発局	
	<u>65</u>	札内川 札内川	左岸 中戸蔦築堤 左岸 中戸蔦築堤	28.80 ~ 29.20 0.40 旧川跡 要注意 開発局	65 札内川 左岸 中戸蔦築堤 29.40 ~ 31.00 1.60 旧川跡 要注意 開発局	
	<u>67</u>	札内川	右岸 愛国築堤	8.20 ~ 11.80 3.60 旧川跡 要注意 開発局	67 札内川 右岸 愛国築堤 12.00 ~ 15.00 3.00 旧川跡 要注意 開発局	
	68	札内川	右岸 愛国築堤	12.00 ~ 15.00 3.00 旧川跡 要注意 開発局	68 札内川 右岸 加賀築堤 15.00 ∼ 16.20 1.20 旧川跡 要注意 開発局	
	70	札内川 札内川	右岸 加賀築堤 右岸 加賀築堤	15.00 ~ 16.20 1.20 日川跡 要注意 開発局 16.40 ~ 16.60 0.20 日川跡 要注意 開発局	69 札内川 右岸 加賀築堤 16.40 ~ 16.60 0.20 旧川跡 要注意 開発局	
1	71	札内川	右岸 加賀築堤	16.80 ~ 19.80 3.00 旧川跡 要注意 開発局	九 札内川 右岸 加賀築堤 19.80 ~ 20.00 0.20 旧川跡 要注意 重点区間 開発局	

ĺ			現 行(令和4年4	月)								修工	E 案	(令和5	年2月)				備
	No. 河川名	左右岸 築堤名	距離標 延長	種別	青帯座	備 多	備考		No.	河川名	士 去岂	築堤名		距離標	延長	種別	重要度	備考	備考	時点修
	72 札內川	右岸 加賀築堤	19.80 ~ 20.00 0.20		要注意		開発局		72	札内川		加賀築堤		~ 20. 60		旧川跡	要注意		開発局	
	73 札内川	右岸 加賀築堤	20.00 ~ 20.60 0.60		要注意		開発局		73	札内川	- 12/1	大正築堤	20.60			旧川跡	要注意		開発局	
	74 札内川 75 札内川	右岸 大正築堤 右岸 大正築堤	20.60 ~ 21.00 0.40 22.40 ~ 22.60 0.20		要注意		開発局 開発局		74 75	札内川 札内川	右岸	大正築堤 大正築堤	22. 40 22. 60			旧川跡	要注意		開発局 開発局	
	76 札内川	右岸 大正築堤	22.60 ~ 22.80 0.20		要注意	重点区間	開発局		76	札内川		大正築堤	22. 80			旧川跡	要注意		開発局	
	77 札内川	右岸 大正築堤	22.80 ~ 24.20 1.40		要注意		開発局		77	札内川		大正築堤	24. 40			旧川跡	要注意		開発局	
	78 79 札内川	右岸 大正築堤 右岸 大正築堤	24. 40 ~ 25. 40 1. 00 25. 60 ~ 26. 00 0. 40		要注意		開発局 開発局		78	札内川 札内川		大正築堤 大正築堤	25. 60 26. 60			旧川跡 旧川跡	要注意要注意		開発局	
	80 札内川	右岸 大正築堤	26.60 ~ 27.60 1.00		要注意		開発局		80	札内川		大正築堤	27. 80			旧川跡	要注意		開発局 開発局	
	81 札内川	右岸 大正築堤 右岸 大正築場	27.80 ~ 28.00 0.20		要注意		開発局		81	札内川	右岸	大正築堤	28. 60	~ 28.80	0.20	旧川跡	要注意		開発局	
	82 札内川 83 札内川	右岸 大正楽堤 右岸 大正築堤	28.60 ~ 28.80 0.20 29.00 ~ 29.20 0.20		要注意		開発局 開発局		82	札内川 帯広川		大正築堤 帯広築堤	29.00			旧川跡 堤体漏水	要注意		開発局	
	84 帯広川	左岸 帯広築堤	2.40 ~ 2.40 0.20		B		開発局		84	帯広川	左岸	帯広築堤	2, 40	~ 2.40 ~ 2.20		水衝・洗掘	В	重点区間	開発局	
	85 帯広川	左岸 帯広築堤	2.00 ~ 2.20 0.20		В	重点区間	開発局		85	帯広川	-	銀輪橋		0.47		工作物	В		開発局	
	86 帯広川 87 帯広川	- 銀輪橋 - 鎮橋	0. 47 2. 33	工作物工作物	B B		開発局 開発局		86	帯広川	- 	鎮橋	0.00	2.33	0. 20	工作物	B	#.FE	開発局	
	88 帯広川	左岸 帯広築堤	2.00 ~ 2.20 0.20		要注意	重点区間	開発局		88	帯広川		帯広築堤 帯広築堤	2. 20	5,50	0, 00	旧川跡	要注意	重点区間	開発局	
I	89 帯広川	左岸 帯広築堤	2.20 ~ 2.40 0.20		要注意		開発局		89	帯広川		帯広築堤	0. 40			旧川跡	要注意		開発局	
	90 帯広川 91 帯広川	右岸 帯広築堤 右岸 帯広築堤	0.40 ~ 1.00 0.60 1.40 ~ 2.40 1.00		要注意要注意		開発局 開発局		90	帯広川 然別川		帯広築堤		~ 2.40		旧川跡	要注意		開発局	
I	92 然別川	右岸 然別川築堤	0.00 ~ 0.60 0.60	旧川跡	要注意		開発局		92	然別川 戸蔦別川		然別川築堤 戸蔦築堤	0.00			旧川跡	要注意	+	開発局 開発局	
ı	93 戸蔦別川 94 戸蔦別川	左岸 戸蔦築堤	0.00 ~ 0.40 0.40		要注意		開発局		93	戸蔦別川	右岸	中戸蔦築堤	0. 20	~ 0.40	0. 20	旧川跡	要注意		開発局	
	94 戸鳥別川 95 売買川	右岸 中戸蔦築堤 左岸 売買川築堤	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	1007 - 1007	要注意		開発局 開発局		94	売買川		売買川築堤	0. 20			越水・溢水	B		開発局	
	96 売買川	右岸 売買川築堤	1.60 ~ 1.60 0.20	越水・溢水	В		開発局	-	95 96	売買川 売買川	- 石屋	売買川築堤 南橋	1. 60	○ 1.60 0.72	0. 20	越水・溢水 工作物	B	+	開発局	
	97 売買川 98 売買川	- 南橋 - 鉄平橋	0.72 1.65	工作物工作物	B B		開発局		97	売買川	-	鉄平橋		1.65		工作物	В		開発局	
	99 売買川	左岸 売買川築堤	0.20 ~ 1.00	旧川跡	要注意		開発局 開発局		98	売買川		売買川築堤	0. 20			旧川跡	要注意		開発局	
	100 売買川	左岸 売買川築堤	1.20 ~ 1.60	旧川跡	要注意		開発局		100	売買川 売買川		売買川築堤 売買川築堤	1. 20 0. 20			旧川跡	要注意要注意		開発局 開発局	
	101 売買川	右岸 売買川築堤	0.20 ~ 1.60	旧川跡	要注意		開発局		101	帯広川		東2条・西8条	2. 40			IH/118/J	В		北海道	
	102 帯広川 103 帯広川	左岸 東2条・西8条 左岸 西8条・西11条	2.40 ~ 3.80 1.40 3.80 ~ 4.40 0.60		B B		北海道 北海道		102	帯広川		西8条・西11条	3. 80	~ 4.40			В	les no	北海道	
	104 帯広川	左岸 西11条	4.40 ~ 4.60 0.20		A	樋門	北海道		103	帯広川		西11条 西11条·西16条	4. 40 4. 60		_		A B	樋門	北海道 北海道	
	105 帯広川 106 帯広川	左岸 西11条・西16条 左岸 西16条	4.60 ~ 5.60 1.00 5.60 ~ 5.80 0.20		B A	樋門	北海道 北海道		105	帯広川	左岸	西16条	5. 60				A	樋門	北海道	
	107 帯広川	左岸 四16条 左岸 西16条・西17条	5.80 ~ 5.80 0.20 5.80 ~ 6.20 0.40		A B	他門	北海道		106	帯広川	左岸	西16条・西17条	5. 80	0.50			В		北海道	
	108 帯広川	左岸 西17条	6.20 ~ 6.60 0.40		A	樋門	北海道		107	帯広川		西17条 西17条·西19条	6, 20				A B	樋門	北海道	
	109 帯広川 110 帯広川	左岸 西17条・西19条 左岸 西19条・西20条	6.60 ~ 7.30 0.70 7.30 ~ 8.20 0.90		B B		北海道		109	帯広川		西19条・西20条	7. 30				В		北海道	
	111 帯広川	左岸 西22条	7.30 ~ 8.20 0.90 8.60 ~ 8.80 0.20		B	分流堰	北海道		110	帯広川	左岸	西22条	8. 60				В	分流堰	北海道	
	112 帯広川	左岸 西22条・西23条	8.80 ~ 9.00 0.20		В		北海道	-	111	帯広川		西22条・西23条	8. 80				B B	+3.88 +3.88	北海道	
	113 帯広川 114 帯広川	左岸 西23条 右岸 東2条・西8条	9.00 ~ 9.20 0.20 2.40 ~ 3.80 1.40		B B	樋門	北海道 北海道		113	帯広川		西23条 東2条·西8条	9. 00	~ 9.20 ~ 3.80			В	樋門	北海道 北海道	
	115 帯広川	右岸 用2条・西15条	3.80 ~ 4.90 1.10		В		北海道		114	帯広川	右岸	西8条・西15条	3. 80	~ 4.90	1.10		В		北海道	
	116 帯広川	右岸 西15条・西16条	4.90 ~ 5.10 0.20		A	樋門	北海道		115	帯広川		西15条・西16条	4. 90				A	樋門	北海道	
	117 帯広川	右岸 西16条・柏林台	5.10 ~ 5.70 0.60		В		北海道		117	帯広川		西16条・柏林台 柏林台	5. 10 5. 70		0.60		B B		北海道 北海道	
	118 帯広川 119 帯広川	右岸 柏林台 右岸 柏林台	5.70 ~ 6.10 0.40 6.10 ~ 6.30 0.20		B A	樋門	北海道 北海道		118	帯広川	右岸	柏林台	6. 10		0.20		A	樋門	北海道	
ı	120 帯広川	右岸 柏林台・西21条	6.30 ~ 8.10 1.80		В		北海道		119	帯広川		柏林台・西21条	6. 30				В	/\\:\-\-	北海道	
	121 帯広川	右岸 西21条・西22条	8.60 ~ 8.80 0.20 8.80 ~ 9.00 0.20		B B	分流堰	北海道		120	帯広川		西21条·西22条 西21条·西23条	8. 60 8. 80	0,00			B B	分流堰	北海道 北海道	
I	122 帝広川	右岸 西21条・西23条 右岸 西23条・西22条	8.80 ~ 9.00 0.20 9.00 ~ 9.20 0.20		В		北海道 北海道		122	帯広川	右岸	西23条・西22条	9. 00	~ 9.20	0.20		В		北海道	
1	124 帯広川	右岸 西24条	11.10 ~ 11.90 0.80		В		北海道		123	帯広川		西24条	11. 10	~ 11.90			В		北海道	
	125 新帯広川 126 新帯広川	左岸 西21条 右岸 西21条	0.50 ~ 1.00 0.50 0.50 ~ 1.00 0.50		B B		北海道 北海道		124	新帯広川 新帯広川		西21条 西21条	0.50				B B		北海道	
	127 新帯広川 127	右岸 四21条 右岸 西21条	2.20 ~ 2.40 0.20		В		北海道		126	新帯広川	右岸	西21条	2. 20				В		北海道	
	128 ウツベツ川	左岸 西8条・南8線	0.00 ~ 0.10 0.10		В		北海道		127			西8条・南8線	0.00				В		北海道	
	129 ウツベツ川 130 ウツベツ川	左岸 西8条·南8線 左岸 南8線	0.10 ~ 4.00 3.90 4.00 ~ 4.80 0.80		B A	樋門	北海道 北海道	-	128	ウツベツ川		西8条・南8線	0. 10 4. 00				B A	樋門	北海道 北海道	
	130 サッペッ川 131 ウツベツ川	左岸 開 8線 右岸 西 8条・南 8線	0.00 ~ 4.80 0.80 0.00 ~ 0.10 0.10		B B	の種です	北海道		130	ウツベツ川	右岸	西8条・南8線	0.00				В	1/2EI J	北海道	
1	<u>132</u> ウツベツ川	右岸 西8条・南8線	0.10 ~ 4.80 4.70		В		北海道		131	ウツベツ川	右岸	西8条・南8線	0. 10				В		北海道	
	133 伏古別川 134 伏古別川	左岸 西7条・西16条 右岸 西7条・西16条	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		B B		北海道 北海道		132	伏古別川 伏古別川		西7条・西16条 西7条・西16条	0.00				B B		北海道	
	135 柏林台川	左岸 西18条・西20条	0.00 ~ 2.70 2.70		В		北海道		134	柏林台川		西18条・西20条	0.00	~ 1.80	1.80		В		北海道	
	136 柏林台川	右岸 西18条・西20条	0.00 ~ 1.80 1.80		В		北海道		135	柏林台川	右岸	西18条・西20条	0.00	~ 1.80	1.80		В		北海道	
I	137 第二柏林台川 138 第二柏林台川	左岸 西20条 右岸 西20条	0.00 ~ 0.15 0.15 0.00 ~ 0.15 0.15	-	B B		北海道 北海道			第二柏林台川 第二柏林台川			0.00				B B		北海道 北海道	
ı	138 第二相称召川 139 売買川	右岸 四20条 左岸 西6条・西10条	1.90 ~ 2.30 0.40		В		北海道		138	売買川		西 6 条・西10条	1. 90				В	+	北海道	
	140 売買川	右岸 西6条・西9条	1.90 ~ 2.10 0.20		В		北海道		139	売買川	右岸	西6条・西9条	1. 90	2.10			В		北海道	
	141 売買川 142 売買川	右岸 西9条・西10条 右岸 西10条・西11条			A B		北海道 北海道		140	売買川 売買川		西 9 条·西10条 西 10条·西11条	2. 10				A B	樋門	北海道 北海道	
	143 元貝川 143 売買川	右岸 稲田町	4.50 ~ 5.00 0.70		В		北海道		142	一 元 泉川 売 買川	右岸	西10条・西11条 稲田町		~ 5.00			В	+	北海道	

頁 現 行(令和4年4月) 修 正 案 (令和5年2月) 備考 資料4 水防資機材一覧 時点修正 P44 資料4 水防資機材一覧 【消防保有分】 【消防保有分】 令和3年4月1日現在 令和4年4月1日現在 保管場所 保管場所 带広消防署 帯広市消防団 带広消防署 带広市消防団 柏 東大森川正の西 合計 合計 No. 水防資機材 水防資機材 No. 西 第 第 3 4 林 西第 広 第 西第 西第 正第 数量 林 正の西 数量 第 里 台 台 出出出出分 2 出 4 出出出出出分 1 2 張張張張張張遣 分 張 張 張 張 遺 所 所 所 所 所
 分分分分分分分分分分分分分

 団団団団団団団団団団団団団
 分 分 所所所所 団 団 可搬動力ポンプ 11 1 可搬動力ポンプ 2 水中ポンプ 3 2 水中ポンプ 3 3 角スコップ 13 6 6 11 190 3 角スコップ 77 13 6 9 6 6 11 8 1 8 5 7 4 剣先スコップ 8 15 7 4 4 8 11 1 6 **8** 10 12 8 13 1 195 4 剣先スコップ 77 15 7 <mark>3</mark> 4 8 11 1 1 6 6 10 12 8 193 5 ツルハシ 8 2 1 1 1 2 1 16 2 1 1 2 1 27 5 ツルハシ 8 2 1 1 1 26 6 鎌 10 5 15 7 10 5 4 9 **4** 3 89 6 鎌 <u>16</u> 10 5 5 4 9 3 15 7 10 84 7 クワ 5 11 23 3 7 クワ 3 5 3 23 8 斧 7 1 51 8 斧 7 1 1 2 1 1 2 2 1 1 1 1 1 48 9 マサカリ 9 マサカリ 10 ノコギリ 27 8 2 2 10 ノコギリ 6 8 2 11 カケヤ 6 1 13 11 カケヤ 11 12 ハンマー 3 2 1 1 2 16 12 ハンマー 5 3 2 1 1 16 <u>21</u> 8 5 3 2 9 13 金てこ 65 13 金てこ 3 8 5 3 2 9 1 1 1 1 2 1 1 66 14 長とび 6 3 12 2 4 2 2 2 11 23 15 20 27 27 28 247 14 長とび 37 6 3 12 2 2 2 11 23 15 20 27 27 28 3 260 15 土のう 208 286 15 土のう 208 283 16 チェンソー 1 16 チェンソー 5 7 17 エンジンカッター 3 2 1 1 1 1 1 21 17 エンジンカッター 7 2 1 1 1 1 1 1 14 18 発電機 21 2 1 1 1 1 18 発電機 21 1 1 1 1 34 19 投光器 17 2 1 1 3 1 2 1 1 1 1 6 33 19 投光器 14 2 1 1 30 1 <u>2</u> 2 1 <u>2</u> 20 強力ライト 25 6 <u>3</u> <u>1</u> <u>2</u> <u>3</u> <u>2</u> 1 2 1 20 強力ライト 2 1